

# アメリカ裁判制度の現状

---

## 適用法

アメリカでは、当事者または事件が複数の州にまたがる訴訟が日常的に提起される。アメリカは連邦制をとり、各州がそれぞれ独自の法体系をもつ。そのため、各州はそれぞれ、どの州法を適用すべきかを定める準拠法原則を発達させている。

また、州裁判所のほかに連邦裁判所が存在する。連邦も制限的ではあるが独自の法体系をもつ。多州にまたがる訴訟が連邦裁判所に提起された場合には、連邦裁判所は、どの州法を適用すべきかを定める準拠法原則として、どの州の準拠法原則を採用すべきかという複雑な問題に直面する。連邦裁判所は、この準拠法原則を選択するための準拠法原則を発達させている。

### 1 州裁判所で適用される法

州裁判所においては、どの州の法が適用されるか。州裁判所では、手続については法廷地州の法が適用され、実体法については法廷地州法（正確には、法廷地州法の準拠法原則に従ってしかるべき州または国の法）が適用される。

一例として、ニューヨーク州法を紹介する。

#### A . 手続法

ニューヨーク民事訴訟法および規則（“ CPLR ”）が訴訟手続を定めている。

たとえば、ニューヨーク州法では、州外での送達について、州内におけると同じ方法によると定めている（CPLR 第 313 条）。

また、ニューヨーク州法は、時効の制度（「出訴期限法（statutes of limitations）」）については、これを手続法と扱っているが、次のように準拠法原則を定めている。原告がニューヨーク非居住者でありかつ請求原因が州外で発生したものである場合には、ニューヨーク州法および請求原因発生地の州法の両方の時効にかかるものとする（CPLR 第 202 条）。

## B. 実体法

ニューヨーク州法では、どの州（または国）の法を適用すべきかを決定する準拠法原則は、現在のところ、バブコック判決 [ Babcock v. Jackson, 12 N.Y. 2d 473 (1963) ] をはじめとする判例法によって定められている。リーディング・ケースであるバブコック判決は、訴訟の結果に対してもっとも大きな利害を有する州の法を適用すべきであるとする。

### (1) 不法行為法

適用法が行為準則にかかるものである場合には、通常、行為地州がもっとも大きな利害関係を有している。したがって、この場合には、行為地州法を適用する。

しかし、たとえば、適用法が代位責任のように当事者間の負担配分にかかる場合には、行為地州の利害はあまり小さくなく、当事者が同じ州の居住者であるときには当該州の利害がこれに優越する。したがって、このときには、当事者共通の住所地の州法を適用する。

### (2) 契約法

当事者間に準拠法の合意がある場合、一般的には、その合意に拘束力が認められる。ただし、概ね、公序に反する場合、選択された準拠法との間に合理的関連性がない場合、合意が附合契約に基づくものであって真の合意があるとは認められない場合には、拘束力が否定される。

当事者間に準拠法の合意がない場合，一般的には，当該契約ともっとも重要な接点をもつ州の法 [ *Auten v. Auten*, 308 N.Y. 155 (1954) ] または当該契約に対してもっとも重大な利害をもつ州の法 [ *Intercontinental Plannin Ltd. v. Daystorm*, 24 N.Y. 2d 372 (1969) ] が適用される。

### (3) 財産法

不動産については，その所在地の法を適用する。相続の場合であっても，その目的物である不動産については，相続の準拠法ではなく，所在地法が適用される。

動産については，一般的に，その所在地の法を適用する。相続においては，不動産の場合と異なり，相続の準拠法に従う。

---

## 2 連邦裁判所で適用される法

連邦裁判所において適用される法が何であるかは，複雑な問題を生ずる。たとえば，A州に所在する連邦地方裁判所は，A州裁判所と同じくA州の手続法・A州の実体法（正確には，A州法の準拠法原則に従ってしかるべき州または国の法）を適用すべきなのか，それとも連邦の手続法・連邦の実体法（正確には，連邦法の準拠法原則に従ってしかるべき州または国の法）を適用すべきなのか。その結論は，州籍相違事件と連邦問題事件とで異なるのか。

現行法（合衆国法典 28 卷 1652 条，2072 条）では，連邦裁判所は，連邦問題事件では連邦の手続法・連邦の実体法を適用するが，州籍相違事件では，手続法については連邦法を適用し，実体法については法廷地州法を適用する [ *Erie R.R. Co. v. Tompkins*, 304 U.S. 64 (1938) ]。

### A . 手続法

連邦最高裁判所は、訴訟手続について規則制定権を授権する合衆国法典 28 卷 2072 条に基づき、連邦民事訴訟規則（“FRCP”）などを定めている。

しかし、州籍相違事件では、実体法については法廷地州法が適用されるべきであるので、連邦民事訴訟規則などの定めが実体法に影響を与える場合、法廷地州の州法が適用されるべきか否かが重要な問題となる。たとえば、時効の制度（「出訴期限法（statutes of limitations）」）は、英米法では伝統的に手続法として扱われているが、時効は権利の存否にかかわるので、この問題においては手続法として扱われるべきなのか、実体法として扱われるべきなのか。

州籍相違事件におけるこの問題について、連邦最高裁は、法廷地州の州裁判所に提訴した場合と連邦裁判所に提訴した場合とで結果に差がでるべきではないから、連邦法の規定を適用するか州法を適用するかで訴訟の結果に影響を及ぼす場合には、州法を適用すべきとする [ Guaranty Trust Co. v. York, 326 U.S. 99 (1945) ]。以下に、いくつか問題になったものを紹介する。

#### (1) 時効期間

前掲ヨーク事件では、原告は時効が手続法の問題であるから連邦判例法で処理されるべきだと主張したが、被告は時効が実体法の問題であるとして法廷地州（ニューヨーク州）法の時効規定の適用を求めて争った。連邦最高裁は、時効は実体に影響を与えるから実体法の問題であるとして、法廷地州法の時効規定を適用した。

#### (2) 時効中断

ウォーカー事件 [ Walker v. Armco Steel Corp., 446 U.S. 740 (1980) ] では、訴訟の開始が時効の中断事由であるが、原告は、連邦法（FRCP3 条）によれば訴訟の開始は訴状提出時であるから時効が未成立であると主張したが、被告は、法廷地州（オクラホマ州）法によれば呼出状の送達によって訴訟が開始するからすでに時効が成立していると主張した。連邦最高裁は、時効中断事由たる訴訟開始は、実体法の問題であるとして、呼出状の送達を訴訟開始時とする法廷地州法を適用した。

### (3) 陪審を受ける権利

バード事件 [ Byrd v. Blue Ridge Rural Electric Cooperative, Inc., 356 U.S. 525 (1958) ] では、原告は連邦法に基づいて陪審を受ける権利があると主張したが、被告は、陪審の有無が訴訟の結果に影響するから実体法の問題であるとして陪審を認めない法廷地州（サウス・キャロライナ州）法の適用を主張した。連邦最高裁は、陪審を受ける権利は手続の問題であるとして、陪審を認める連邦法を適用した。

### (4) 送達方法

ハンナ事件 [ Hunna v. Plumer. 380 U.S. 460 (1965) ] では、原告は連邦法（FRCP4 条）に基づき差し置き送達したが、被告は法廷地州（マサチューセッツ州）法で必要とされる交付送達がないから訴えを却下すべきであると主張した。連邦最高裁は、送達方法は手続の問題であるとして、差し置き送達を認める連邦法を適用した。

## B . 実体法

### (1) 連邦問題事件

連邦問題事件では、連邦裁判所は当該連邦法に基づいて適用法を決定する。たとえば、United States v. Little Lake Misere Land Co., 412 U.S. 580 (1973)。

### (2) 州籍相違事件

州籍相違事件では、連邦裁判所は、法廷地州法（正確には、法廷地州法の準拠法原則に従って然るべき州または国の法）を適用する。

法廷地州とは、現に訴訟が係属する裁判所の所在する州である。すなわち、訴訟が他州に所在する裁判所に移送された場合には、原則として、移送先の裁判所の所在する州の法が適用される。ただし、適正法廷地に提起された訴訟が当事者および証人の便宜のために他州に所在する裁判

所に移送される場合（合衆国法典 28 卷 1404 条）においては，原告の法  
廷地選択の利益を保護するために，移送元の裁判所が所在する州の法（準  
拠法原則を含む）が適用される。前述 V.2.C.(1)参照。

---